文 教 厚 生 常 任 委 員 会 資 料 2019 年(令和元年)9月 24 日 福祉局福祉政策室福祉総務課

(仮称) あかしインクルーシブ条例の検討状況について

見出しの条例の制定に向けた検討については、これまで5回の条例検討会を開催し、 また当事者参画の観点から、多くの障害当事者等に意見を聴きながら進めてきました。 この間、条例の理念と全体像については、一定の整理ができたところです。

一方で、検討過程において浮き彫りになった様々な個別課題を解消する取組につな がる効果をもたらす条例にしていくためには、さらなる調整や検討を要することが明 らかになってきました。

条例検討会においても、「単なる理念条例ではなく、具体性と実効性を伴う条例に するべき」との意見を多数いただいており、市としても、もう少し時間をかけて具体 的な施策に結びつく、実効性のある条例を制定することが望ましいと考えています。

そこで、検討期間を延長し、各分野における市の取組方針等を含む総合的な条例の 制定に向けて、さらに検討を続けることにつき報告します。

1. 条例検討期間の延長

条例検討の期間を1年間延長します。なお、その間インクルーシブ社会の実現に 向けて必要な取組の検討・実施や「インクルーシブ」という言葉の意味やイメージ を幅広く周知する取組を行います。

2. さらに議論を深める点

- (1) 障害者の就労支援と障害者雇用の促進
- (2)未就学児童を含むインクルーシブ教育の促進
- (3) 災害時の要配慮者支援と地域コミュニティにおける防災の取組
- (4) 関係機関の連携強化による総合相談・支援体制のさらなる充実
- (5)誰もが外出しやすい面的バリアフリーの促進

3. 今後の取組予定

2019年

2020年

- 第6回検討会(1月)
- 第7回検討会(7月)
- ・ 具体的取組の検討・実施
- ・庁内外への周知・啓発の取組
- ・9月議会にて条例素案について報告予定
- ・パブリックコメントの実施(10月)
- ・12 月議会にて条例議案を提案予定

2021年

· 条例施行予定(4月1日)

≪参考≫これまでの条例検討の取組

(1) 条例検討会の設置及び開催

市民と行政が一体となって検討を進めるため、障害当事者や支援者、学識経験者、民間事業者等、様々な立場の方々に参加いただく検討会を設置しました。 これまで5回の検討会を開催しています。

(2) 障害当事者等の実質的な参加

当事者団体・支援者団体へのヒアリングを実施することにより、検討会以外でも広く意見を聴取する機会を確保するなど、障害当事者等の参加が形式的なものにならないよう努めています。